

資料

秋田市教育ビジョン検討委員会設置要綱

平成19年7月24日
教育長 決 裁

(設 置)

第1条 秋田市教育ビジョン（以下「教育ビジョン」という。）の内容を検討するため、教育委員会に秋田市教育ビジョン検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 教育ビジョン策定に関わる助言および提言
- (2) その他教育ビジョンに関する事項

(組 織)

第3条 委員会は、委員18人以内をもって組織する。

(委 員)

第4条 委員は、教育委員会が委嘱する。

- 2 委員の任期は、委嘱の日から平成20年3月31日までとする。

(委員長および副委員長)

第5条 委員会に、委員長および副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の中から互選し、副委員長は、委員長が指名する。
- 3 委員長は、委員会の会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(部 会)

第6条 委員会に、専門の事項を調査審議させるため、部会を置く。

- 2 部会は、学校教育部会、社会教育・スポーツ振興部会および文化振興部会とする。
- 3 委員は、いずれかの部会に所属する。
- 4 部会に、部会長および副部会長を置く。
- 5 部会長は、部会に所属する委員の中から互選し、副部会長は、部会長が指名する。
- 6 部会長は、部会の会務を掌理する。
- 7 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委員会の事務局)

第7条 委員会の庶務を処理するため、教育委員会総務課に事務局を置く。

- 2 事務局員は、教育委員会総務課の職員をもって充てる。

(部会の事務局)

第8条 部会の庶務を処理するため、学校教育部会については学校教育課に、社会教育・スポーツ振興部会については生涯学習室に、文化振興部会については文化振興室に事務局を置く。

- 2 事務局員は、それぞれの課又は室の職員をもって充てる。

(委 任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年7月24日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、平成20年3月31日限り、その効力を失う。

秋田市教育ビジョン検討委員会委員名簿

氏 名	所属団体名および役職名	所属部会	備考
浦野 弘	秋田大学教育文化学部教授	学 校 教 育	◎ □
鈴木 廣 司	秋田市小学校長会 会長 秋田市立泉小学校長	学 校 教 育	
武田 篤	秋田大学教育文化学部教授	学 校 教 育	
田子 多津子	秋田市立上北手小学校 P T A 会長	学 校 教 育	
藤本 豊 隆	秋田市中学校長会 会長 秋田市立秋田東中学校長	学 校 教 育	△
船木 紀 生	船木清治税理士事務所 (株)船木会計センター専務取締役 前秋田市 P T A 連合会事務局長兼副会長	学 校 教 育	
堀井 道子	秋田市児童厚生員	学 校 教 育	
原 義 彦	秋田大学教育文化学部准教授 秋田県社会教育委員・秋田市社会教育委員	社会教育・ スポーツ振興	□
伊藤 晴美	秋田市社会教育委員の会議 議長	社会教育・ スポーツ振興	
太田 広 治	(財)秋田市体育協会 副会長	社会教育・ スポーツ振興	△
京野 香	高清水児童育成クラブ代表 前秋田市児童育成クラブ連絡協議会 会長	社会教育・ スポーツ振興	
三浦 研 二	秋田市体育指導委員連絡協議会 副会長	社会教育・ スポーツ振興	
横山 智也	秋田市文化振興審議会 会長 秋田大学名誉教授	文 化 振 興	○ □
佐藤 眞 弓	秋田市文化振興審議会 委員 聖霊女子短期大学音楽科長・教授	文 化 振 興	
竹島 知 憲	秋田市佐竹史料館協議会 委員 料亭濱乃家 代表社員	文 化 振 興	
富樫 泰 時	秋田市文化財保護審議会 委員長	文 化 振 興	△
富橋 信 孝	秋田県演劇団体連盟 副理事長	文 化 振 興	

※ ◎委員長 ○副委員長 □部会長 △副部会長

※ 部会ごとに、部会長に続いて50音順

※ 所属団体名および役職名については、委員委嘱期間中のものです。

秋田市教育ビジョンの策定経過

年 月 日	検 討 委 員 会 の 開 催	審 議 内 容 等
平成19年7月28日	第1回秋田市教育ビジョン検討委員会	委員会の設置 各部会の設置
19年8月22日	第1回学校教育部会	部会案の審議
19年8月28日	第1回社会教育・スポーツ振興部会	部会案の審議
19年8月29日	第1回文化振興部会	部会案の審議
19年9月25日	第2回社会教育・スポーツ振興部会	部会案の審議
19年9月26日	第2回学校教育部会	部会案の審議
19年10月1日	第2回文化振興部会	部会案の審議
19年10月23日	第3回社会教育・スポーツ振興部会	部会案の審議
19年11月12日	第2回秋田市教育ビジョン検討委員会	素案の提示・審議
19年11月30日	市民からの意見聴取（～12月14日）	パブリックコメントの実施 市民100人会によるアンケート調査の実施
平成20年1月4日	委員長、副委員長、部会長会議	市民意見への対応協議
20年1月28日	第3回秋田市教育ビジョン検討委員会	素案修正案の審議 検討委員会原案の調整
20年2月26日	秋田市教育委員会定例会	秋田市教育ビジョンを議決



市章

昭和3年6月に制定、的に「矢留」の形と、
秋田市の「田」の字をあらわしています。

「矢留」とは旧秋田藩主佐竹氏の居城「久
保田城」の別名。

本市出身小場恒吉氏の考案によるものです。

秋田市教育委員会

〒010-0951

秋田市山王二丁目1-53

TEL 018-866-2242
FAX 018-865-1851

〔総務課〕

E-mail:ro-edmn@city.akita.akita.jp